

(令和4. 2. 14 総務局第一課)

日本司法支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）について

配 布 資 料 目 錄

- 1 法務大臣からの日本司法支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）に係る求意見書（法務省司司第102号）
- 2 日本司法支援センターの第4期中期目標期間終了時における組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置

【審査室会議・配布資料1】

機密性2・完全性1 可用性1

法務省司司第102号

令和4年2月8日

最高裁判所長官 大谷直人 殿

法務大臣 吉川禎久  
(公印省略)

日本司法支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）  
について（求意見）

標記について、別添のとおり定めたいので、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第40条第3項の規定に基づき、最高裁判所の意見を求めます。

## 日本司法支援センター中期目標（案）

令和4年2月 日  
法務大臣指示

総合法律支援法（平成16年法律第74号）第40条の規定に基づき、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

支援センターは、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制整備の中核を担う法人である。

支援センターは、平成18年の業務開始以来、全国に設置した拠点において、常勤弁護士を含む職員により関係機関等と連携するなどして法的サービスの提供体制を整備するとともに、そのサービスの質の向上にも努め、総合法律支援法に定められた情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務などの各種業務を適切かつ迅速に実施してきており、司法アクセス障害の解消に大きく寄与してきた。

また、支援センターは、平成24年度から令和2年度まで、いわゆる震災特例法に基づき、東日本大震災の被災者に対し、「資力を問わない法律相談援助」などを広く実施したほか、平成28年の総合法律支援法の改正に基づき大規模災害の被災者、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者・障害者等（特定援助対象者）及びストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する新たな法的援助を開始したことに加え、「司法ソーシャルワーク」を推進する取組も実施してきた。

これら支援センターの業務は、憲法で保障されている裁判を受ける権利や刑事被告人の国選弁護人選任権等を実現するために不可欠であり、国民

生活に欠かせないセーフティネットとして機能しており、極めて公共性が高く重要である。

また、今後も支援センターに対する期待は大きく、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「総合法律支援の充実・強化」が掲げられたほか、支援センターは、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の「民事司法制度改革の推進について」（令和2年3月取りまとめ）において、「民事裁判手続等のIT化に当たって必要な社会的基盤の整備」・「在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するための対応策」を担う一機関と位置付けられ、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」（令和3年6月取りまとめ）においては、在留外国人等の増加に伴って生じる法律トラブル等への適切な対応を担う機関と位置付けられている。

その他、認知症施策推進関係閣僚会議の「認知症施策推進大綱」（令和元年6月取りまとめ）や「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月閣議決定）などの政府施策において、高齢者・障害者・犯罪被害者に対する適切な法的サービスの提供が求められるなど、支援センターは、多様化する法的ニーズに適切かつ迅速に対応し、よりその業務を充実させていくことが強く期待されている。

そこで、支援センターがこうした期待される役割を十全に果たすことができるよう、第4期中期目標期間における業務実績についての評価結果等も踏まえ、第5期中期目標は以下のとおりとする。

#### （別添）政策体系図

### 第2 中期目標の期間

支援センターの中期目標（第5期）の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。

### 第3 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

#### 1 業務運営の基本的姿勢

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を実施する法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされ

る存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心掛ける姿勢を基本とする。

設立以降、15年以上にわたり実施してきた、様々な法的支援の取組を振り返り、必要に応じた業務改善等の検討を積極的に進める。

主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。

## 2 組織の基盤整備等

### (1) 支援センターの職員

ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上

職員の配置は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、法的ニーズの多様化や地域の実情等に基づく業務量の変動について的確に把握・分析し、業務量に応じた適正かつ効率的なものとする。

職員の能力の向上のため、キャリアプランを検討した上、多様な経験を積むことができる人事配置等を行う。また、多様化する法的ニーズに対応した様々な法的支援を含め、支援センターの多様な取組に適切に対応できるよう、オンラインによる研修等も活用しつつ、職員に対する研修を適切に実施する。

#### イ 常勤弁護士の採用及び配置

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。

常勤弁護士については、国民生活に欠かせないセーフティネットと

しての役割を担っていることなどを踏まえ、全国において総合法律支援の適切な実施及び体制整備を行うことができるよう、所要の数の確保に努めるとともに、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、地元弁護士会との協議や司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどして常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を推進する。

また、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価しつつ、配置人数の適正化を図るなど、常勤弁護士が担う業務の効率的な実施体制を構築する。

業務の効率的な実施体制の構築にあたっては、常勤弁護士がセーフティネットとして一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害解消という公共性の高い業務を担う必要があること、高齢者・障害者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など第1記載の各種施策の担い手としての役割も期待されていることを踏まえなければならない。

### 【指標】

- ・地域の実情等を踏まえつつ、常勤弁護士の年間平均業務量について、中期目標期間最終年度までに、法律相談100件相当、代理援助30件相当（有償事件を含む。）、国選弁護15件相当以上とすることを目指す。

### 【困難度：高】

常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことから、困難度は高い。

#### ウ 常勤弁護士の資質の向上

常勤弁護士が各種業務を適切に取り扱えるよう、研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

#### (2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務及び犯罪被害者支援業務について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

#### (3) 事務所の存置等

事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏まえつつ、以下のとおり、存置・移設・設置の必要性について不斷の検討を行う。

また、事務所の施設等については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に照らし、高齢者や障害者等に対する合理的配慮を的確に行う。

#### ア 出張所

地方事務所と地理的に近接する出張所については、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大・大規模な自然災害発生等の緊急時における業務継続体制の観点も踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織の在り方について見直しを進める。

東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、被災地における法的ニーズ等を踏まえ、必要な見直しを進める。

#### イ 扶助・国選対応地域事務所

扶助・国選対応地域事務所については、当該地域における一般契約

弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。

#### ウ 司法過疎地域事務所

司法過疎地域事務所の設置については、地元弁護士会等と協議を行うなどして設置の要否等について検討を行うとともに、引き続き、設置基準を設定した上で、その検討過程を明らかにする。また、常勤弁護士を除く登録弁護士数や一般契約弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、司法過疎地域事務所の設置された意義・効果等に鑑みて、統廃合を含めた見直しを進める。

#### 【重要度：高】

効率的で効果的な業務運営を実現するためには、事務所の存置等の必要性について不断の検討を行うとともに、必要な見直しを進めることが重要であることから、重要度は高い。

#### 【困難度：高】

事務所の存置の見直しについては、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要があり、また、当該地域の住民や地方公共団体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、困難度は高い。

### 3 司法アクセス拡充のための体制整備

関係機関連絡協議会、地方協議会の開催及び業務説明等により、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との緊密な連携を図るとともに、指定相談場所における相談、巡回・出張相談による法律相談体制の整備、ケース会議への出席体制の整備等を含め連携をいかした具体的な取組の推進により、地域の実情に応じた司法アクセス拡充のための体制整備を図る。なお、その際には電話・オンラインも活用し、効率的な司法アクセス拡充を推進する。

## 【指標】

- ・各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する。
- ・人口 1,000 人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数が年度計画で定める件数以上の自治体の数を、中期目標期間を通じて増加させる。

## 第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 情報提供業務

#### (1) 適切な情報提供の実施

民事裁判手続等の IT 化等を含むデジタル化社会の進展及び多様化する利用者の法的ニーズに適切に対応するため、法関連情報のデジタル配信等、情報提供の手段の多様化を図るとともに、FAQ 及び関係機関情報の充実を図る。

情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助をはじめ、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。

また、地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行い、利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。

## 【指標】

- ・利用者満足度調査において、5段階評価で平均 4 以上の評価を維持する。

#### (2) 法教育事業及びその関連事業

法教育関連事業を行う法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担やデジタル化社会の進展を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業及びその関連事業の内容・手法・目標を具体的に定めた上で、その充実を図る。

### 【指標】

- ・一般市民向け法教育事業及びその関連事業について、年度計画で定めた回数実施する。

## 2 民事法律扶助業務

認知機能が十分でないため自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障害者等に対する適切な援助を実施するため、福祉機関等との連携を更に強化し、司法ソーシャルワーク及び特定援助対象者法律相談援助を含むアウトリーチでの法律相談援助を積極的に実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした、「新たな日常」やデジタル化社会の進展を踏まえつつ、オンラインによる福祉機関等との連携などデジタル技術を活用した利便性の向上の方策も検討する。

民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、地域の実情を踏まえつつ、指定相談場所相談の増加、専門相談の充実など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。

利用者のニーズ・援助内容・費用負担等を勘案した上で、利用者に必要な代理援助又は書類作成援助に適切に結びつける方策を検討・実施する。

### 【指標】

- ・一般法律相談援助による出張相談件数及び特定援助対象者法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。

### 【重要度：高】

超高齢社会の到来を受け、関係機関との連携の下、法的問題を抱えているが自ら法的援助を求めることが困難な高齢者・障害者等を対象に実施する一般法律相談援助における出張相談や特定援助対象者法律相談援助の重要度は高い。

## 3 国選弁護等関連業務

各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間での協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任等が行われる態勢の確保を図

る。

裁判所等からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所等に候補を通知するまでの時間について具体的な目標を設定し、迅速かつ適切な指名通知を行う。

また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

#### 【指標】

- ・被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。

### 4 司法過疎対策業務

各司法過疎地域の実情に応じて、司法過疎地域事務所の存置・移設・設置の必要性、常勤弁護士の適正な配置等について不断の検討を行うほか、司法過疎地域事務所を設置していない地域においては、関係機関等との連携・デジタル技術の利活用など、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図る。

### 5 犯罪被害者支援業務

犯罪被害者等に対する支援を充実させる観点から、支援センターにおける対応事例の分析や犯罪被害者等のニーズのくみ上げ、犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等との協議会を通じた情報共有等を踏まえた業務の質の向上に努めるとともに、性犯罪・児童虐待など個々の犯罪被害者等の実情に配慮し、二次被害の防止を始め犯罪被害者等の心情に配慮することができるよう、支援センター職員の能力向上のための研修を実施する。

ストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する法律相談援助を始めとする犯罪被害者支援業務について、適切に周知を図るとともに、弁護士会、警察、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じて適切に援助を実施する。

各地方事務所において、当該地域におけるニーズを踏まえつつ、犯罪被

害者支援に精通している弁護士及びDV等被害者援助弁護士の紹介体制の更なる整備を図る。

国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われる態勢の整備に努めるとともに、被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。

#### 【指標】

- ・全国の地方事務所において、弁護士に向けた犯罪被害者支援業務に関する説明会・資料提供等を年度計画で定める回数、着実に実施する。
- ・全国の地方事務所において、警察、女性センター、ワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等との犯罪被害者支援に関する協議等を、年度計画で定める回数、着実に実施する。
- ・被害者参加旅費等支給につき、2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。

#### 【重要度：高】

第4次犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。

#### 6 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実

被災者や在留外国人を含め、様々な事情により司法アクセス障害を抱える人々がいることを踏まえ、これら各々の事情に対応した法的サービスの充実に努める。

#### 【指標】

- ・多言語情報提供サービスによる対応件数を前年度より増加させる。

#### 第5 業務運営の効率化に関する事項

##### 1 一般管理費及び事業費の効率化

役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員に準じた給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。

一般管理費及び事業費について、引き続き、業務の効率化により経費削減に努めるとともに、調達の合理化を図る。

#### 【指標】

- ・運営費交付金について、一般管理費（新規・拡充分、人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）を前年度比で3パーセント以上削減する。
- ・運営費交付金について、一般管理費のうち事務所借上料及び事業費（新規・拡充分、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比で1パーセント以上削減する。

#### 【重要度：高】

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進める必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、重要度は高い。

## 2 事業の効率化

社会情勢の変化等に応じ、組織運営における合理化・効率化を検討する。デジタル技術の活用等により、民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務等の各種業務における合理化・効率化を図るとともに、各業務について、以下のとおり効率化を図る。

### ア 情報提供業務

コールセンターの情報提供については、一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。

#### 【指標】

- ・応答率及びオペレーターの占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）について、中期計画で定めた水準を維持する。

### イ 民事法律扶助業務

審査の適正を確保しつつ、書面審査及び単独審査を活用するなどし、引き続き合理的な事務運営を図る。

#### ウ 国選弁護等関連業務

国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、引き続き合理的な事務運営を図る。

### 第6 財務内容の改善に関する事項

#### 1 自己収入の獲得等

寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。

また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。

#### 【困難度：高】

寄附金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、困難度は高い。

#### 2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等

引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な立替金債権の管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施する。なお、管理・回収に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等による経済事情の変動等に留意し、償還猶予など柔軟な対応をする。免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、免除要件の該当性について適正に判断するとともに、償還猶予などによる対応可能性も検討する。

回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定し、償還率向上を図るための事務フローの見直しなど、高い償還率の維持に努める。

また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に関するデータを業務実績報告書で開示する。

#### 【指標】

- ・ 債還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間を通じて90パーセント以上の維持に努める。
- ・ 債還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。

#### 【重要度：高】

償還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、償還金収入を確保することは極めて重要であることから、重要度は高い。

#### 【困難度：高】

立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、困難度は高い。

### 第7 その他業務運営に関する重要事項

#### 1 業務運営の体制維持

利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。

政府のデジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、業務運営のデジタル化を進め、業務の効率化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年頻発する大規模な自然災害により長期間業務継続が困難となる事態を想定し、緊急時においても業務継続が可能となる体制を整備する。

#### 2 内部統制の確実な実施

### (1) ガバナンスの強化

利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させる。

支援センターが設立から15年以上が経過したことを踏まえ、過去に実施した様々な法的サービスをその内容や効果等について総括的な評価を実施するとともに、その評価を業務運営に適切に反映させるべく検討を進める。

支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。

#### 【重要度：高】

支援センターが取り扱う個人情報は、法的紛争に関係する極めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じるおそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、重要度は高い。

### (2) 監査の充実及びコンプライアンスの強化

国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

### 3 業務内容の周知を図る取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知し、適切に法的サービスを享受することができるよう、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用し、認知度調査の結果に基づいた効率的・効果的な方法により、業務内容の周知を図る。

#### 【指標】

- ・認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。

- ・ホームページの年間ページビュー数を第4期中期目標期間中の年間平均以上とする。

#### 【重要度：高】

支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要とする国民等に利用されるためには、支援センターの業務内容が認知されることが前提となることから、重要度は高い。

#### 4 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

# 「本司法支援センター 政策体系」

## 背景

### 司法制度改革の必要性

身近で利用しやすく、適正・迅速で、信頼のできる司法制度の構築

- 司法制度改革審議会意見書(平成13.6.12)
- 司法制度改革推進計画(平成14.3.19閣議決定)
  - 民事法律扶助の拡充
  - 司法の利用相談窓口(アクセス・ポイント)の充実とネットワーク化の推進による司法に関する総合的な情報提供
  - 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備  
(公正中立な運営主体を設けて公的資金を導入)等

- 総合法律支援法成立(平成16.6.2公布)

#### 【基本理念】

民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指す

- **日本司法支援センター設立(平成18.4.10)**

#### 【目的】

総合法律支援関係事業の迅速・適切な遂行

### 経済財政運営と改革の基本方針2021 (骨太の方針) (令和3.6.18)

- ・総合法律支援の充実・強化を図る
- ・犯罪被害者等施策を推進する

### 民事司法制度改革の推進について (令和2.3.10)

民事裁判手続等のIT化に当たって、本人訴訟を行う本人に対する法的助言を含めたサポート等を行うなど

### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和3年度改訂) (令和3.6.15)

多言語での法的支援を適切に実施するとともに更なる利便性向上・積極的な周知・広報を行う

### 認知症施策推進大綱(令和1.6.18)

権利擁護支援の地域ネットワークにおける法テラスの法的支援制度の円滑利用

### 第4次犯罪被害者等基本計画(令和3.3)

犯罪被害者等の個別の状況に応じた相談窓口等の紹介・精通弁護士の紹介 など

## 政策体系

【基本政策】 基本法制の維持及び整備

【政策】 司法制度改革の成果の定着に向けた取組

【施策】 総合法律支援の充実強化(裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。)

## 日本司法支援センターの主な業務

### 情報提供

弁護士や、司法書士等の隣接法律専門職者などに関する情報等を収集・整理し、以下のように提供  
・コールセンターの設置  
・全国の地方事務所に専門職員を配置

※紛争解決への道案内

### 民事法律扶助

資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施  
・弁護士・司法書士費用や書類作成費用の立替え  
・無料法律相談  
政令で指定する大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談を実施  
認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施

### 国選弁護等関連

国選弁護等に関する以下の業務を実施  
・支援センターと契約した弁護士を国選弁護人等の候補として裁判所に通知  
・国選弁護人等に対する報酬の支払

※裁判員制度等の実施を支える国選弁護体制の整備

### 司法過疎対策

司法過疎地域に常勤弁護士を配置し、以下のサービスを提供  
・有償での事件処理  
・民事法律扶助業務・国選弁護人確保業務の全国均質遂行

### 犯罪被害者支援

犯罪被害者支援に関する以下の業務を実施  
・ストーカー等の被害者に対する資力を問わない法律相談を実施  
・被害者参加人に付される国選弁護士の候補を裁判所に通知  
・被害者参加人へ旅費等支給  
・犯罪被害者支援に関する情報を収集・整理、提供(弁護士も紹介)

日本司法支援センターの第4期中期目標期間終了時における  
組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置

### 第1 基本的な考え方

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接専門職者のサービスをより身近に受けられるようするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制整備の中核を担う法人である。

支援センターは、平成18年の業務開始以来、全国に設置した拠点において、常勤弁護士を含む職員により関係機関等と連携するなどして法的サービスの提供体制を整備するとともに、そのサービスの質の向上にも努め、総合法律支援法<sup>1</sup>に定められた(1)情報提供業務、(2)民事法律扶助業務、(3)国選弁護等関連業務、(4)司法過疎対策業務及び(5)犯罪被害者支援業務などの各種業務を適切かつ迅速に実施してきており、司法アクセス障害の解消に大きく寄与してきた。

また、支援センターは、平成24年度から令和2年度まで、いわゆる震災特例法<sup>2</sup>に基づき、東日本大震災の被災者に対し、「資力を問わない法律相談援助」などを広く実施したほか、平成28年の総合法律支援法の改正<sup>3</sup>に基づく大規模災害の被災者やストーカー・DV・児童虐待の被害者等に対する新たな法的援助に加え、高齢・障害などの理由で自ら法的援助を求めることが困難な者に対し、福祉機関等と連携して法的問題を含めた総合的な問題解決を図る「司法ソーシャルワーク」を推進する取組も実施してきた。

これら支援センターの業務は、憲法で保障されている裁判を受ける権利や刑事被告人の国選弁護人選任権等を実現するために不可欠であり、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しており、極めて公共性が高く重要である。

また、今後も支援センターに対する期待は大きく、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「総合法律支援の充実・強化」が掲げられたほか、支援センターは、

<sup>1</sup> 「総合法律支援法」（平成16年法律第74号）（同年6月2日公布）

<sup>2</sup> 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（平成24年法律第6号）（同年3月29日公布）

<sup>3</sup> 「総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第53号）（同年6月3日公布）

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の「民事司法制度改革の推進について」（令和2年3月取りまとめ）において、「民事裁判手続等のIT化に当たって必要な社会的基盤の整備」・「在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するための対応策」を担う一機関と位置付けられ、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」（令和3年6月取りまとめ）においては、在留外国人等の増加に伴って生じる法律トラブル等への適切な対応を担う機関と位置付けられている。

その他、認知症施策推進関係閣僚会議の「認知症施策推進大綱」（令和元年6月取りまとめ）や「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月閣議決定）などの政府施策において、高齢者・障害者・犯罪被害者に対する適切な法的サービスの提供が求められるなど、支援センターは、多様化する法的ニーズに適切かつ迅速に対応し、よりその業務を充実させていくことが強く期待されている。

他方、支援センターは、その業務が憲法上保障されている権利の実現に不可欠で司法に密接に関連するという点で一般の独立行政法人とは異なるものの、独立行政法人通則法準用法人であり、国費によりその業務を行っている。

そこで、支援センターの組織及び業務については、総合法律支援を的確に実施すべく、業務の質の維持・向上を図るとともに、効率的で効果的な業務運営を確保するため、以下のとおり見直しを行う。

## 第2 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の見直し

### 1 情報提供業務

- (1) デジタル化社会の進展、多様化する利用者の法的ニーズに適切に対応するため、法関連情報のデジタル配信等、情報提供の手段の多様化、充実を図るとともに、利用者の属性に対応した質の高いサービスの維持向上に努める。
- (2) 在留外国人の増加に伴い、外国人利用者に対する多言語情報提供サービスの適切な実施が重要となることを踏まえ、同サービスの利便性やサービスの質の維持向上に努める。

### 2 民事法律扶助業務

- (1) 高齢・障害などの理由で自ら法的援助を求めることが期待できない者等に対する援助の充実のため、福祉機関等との更なる連携強化による司法ソーシャルワークやアウトリーチでの法律相談援助を

推進する。

- (2) 利用者のニーズ・援助内容・費用負担等を勘案した上で、利用者に必要な代理援助又は書類作成援助に適切に結び付ける方策を検討・実施する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、電話等法律相談援助を実施した実績や知見を踏まえつつ、デジタル技術を活用した利便性向上の方策を検討する。
- (4) 立替金等債権について、引き続き、効率的で効果的な管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施するとともに、回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）の維持に努める。

### 3 国選弁護等関連業務

裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で引き続き定期的な協議を行うとともに、契約弁護士の確保・常勤弁護士の活用などに努め、迅速かつ確実な国選弁護人等の選任態勢の確保を図る。また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

### 4 司法過疎対策業務

- (1) 各司法過疎地域事務所において、各地域の司法アクセスに関するニーズ等を的確に把握・分析し、地域の司法アクセス拡充のための効果的・効率的な方策を検討・実施する。
- (2) 司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断の検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

### 5 犯罪被害者支援業務

- (1) DV等被害者法律相談援助の適切な実施を含め、犯罪被害者等に対する支援を充実させていくため、警察、被害者支援団体、ワンストップ支援センター等の関係機関との連携を更に強化するとともに、支援内容の周知に努める。
- (2) 性犯罪や児童虐待など個々犯罪被害者等のニーズに適切に対応するため、職員の能力向上を含めた支援体制の充実を図る。

## 第3 組織の基盤整備等の見直し

### 1 職員の配置及び能力の向上

法的ニーズの多様化や地域の実情等に基づく業務量の変動につい

て的確に把握・分析し、職員の適正な配置を行うほか、適切な研修を実施し、職員の能力の向上を図る。

## 2 常勤弁護士の採用・配置

常勤弁護士が国民生活に欠かせないセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、全国において総合法律支援の適切な実施及び体制整備を行うことができるよう、常勤弁護士の採用・配置について、その必要性や配置人数の妥当性等について検証しつつ、不断の検討を行い、必要な取組を積極的に行う。

## 3 一般契約弁護士等の確保

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、犯罪被害者支援業務等の適切な実施を図るため、弁護士会及び司法書士会と連携し、地域の実情に応じて法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士等の確保に努める。

## 4 事務所の存置等

事務所（支部・出張所等）については、取扱件数のほか、利用者の利便性等も踏まえつつ、存置・移設の必要性について不断の検討を行う。司法過疎地域事務所については、地元弁護士会との協議を行うなどして設置の要否等について積極的に検討を行う。その際は、設置基準を設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確にし、その検討過程を明らかにする。

# 第4 その他業務運営に関する重要事項の見直し

## 1 業務運営体制の整備

- (1) 政府のデジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、業務運営のデジタル化を進める。また、取り扱う情報の機密性に鑑み、引き続き、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大や近時頻発する大規模自然災害などに備え、緊急時においても業務継続が可能となる環境の整備を図る。

## 2 効率的・効果的な広報施策の実施

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、様々な媒体を活用しながら、効率的で効果的な方法により、業務内容の周知を図る。

## 3 立替基準等の検討等

民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護

人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

(令和4. 3. 7 総務局第一課)

日本司法支援センター理事長の任命について

配 布 資 料 目 錄

法務大臣からの日本司法支援センター理事長の任命に係る求意見書（令和4年2月28日付け法務省司司第120号）

機密性 2 完全性 2 可用性 2

法務省司司第 120 号

令和 4 年 2 月 28 日

最高裁判所長官 大 谷 直 人 殿

法務大臣 古川禎久

(公印省略)

日本司法支援センター理事長の任命について

日本司法支援センター理事長板東久美子につきましては、令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。その後任者として下記の者を任命したいので、総合法律支援法第 24 条第 3 項の規定に基づき最高裁判所の意見を求めます。

記

丸島俊介

(令和4. 3. 14 総務局第一課)

日本司法支援センターの中期目標を達成するための計画（中期計画）の認可について

配 布 資 料 目 錄

法務大臣からの日本司法支援センターの中期目標を達成するための計画（中期計画）  
の認可に係る求意見書（令和4年3月4日付け法務省司司第145号）

【審査室会議 配布資料】

法務省司司第145号  
令和4年3月4日

最高裁判所長官 大谷直人殿

法務大臣 古川禎久  
(公印省略)

日本司法支援センターの中期目標を達成するための計画（中期計画）の認可について（求意見）

標記について、日本司法支援センターから総合法律支援法（平成16年法律第74号）第41条第1項の規定に基づき認可の申請があったところ、これを別添のとおり認可したいので、同条第3項の規定に基づき最高裁判所の意見を求めます。

## 日本司法支援センター中期計画

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民等が、法的問題を解決するための制度をより容易に利用でき、弁護士・司法書士等の法律専門家のサービスをより身近に受けられるようとするという「総合法律支援」に関する事業の実施態勢を充実・強化するために設立された。

そのため、支援センターは、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すとともに、社会のセーフティネットとして、国民等のニーズに十分に応えていくことが期待されている。

この期待に応えるべく、これまで、支援センターは、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務等の多様な分野にわたる業務に取り組み、各中期目標期間において、次のような対応や取組も開始した。

- 第1期中期目標期間（平成18年度から平成21年度まで）  
裁判員裁判制度及び被疑者国選弁護の対象事件拡大への対応
- 第2期中期目標期間（平成22年度から平成25年度まで）  
いわゆる法テラス震災特例法（東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律）に基づく東日本大震災法律援助事業等の被災者支援業務への対応  
被害者参加旅費等支給業務への対応
- 第3期中期目標期間（平成26年度から平成29年度まで）  
地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図り、自ら法的支援を求めることが難しい高齢者・障がい者等の抱える法的問題を含めた総合的な問題解決を図るための新たな取組（以下「司法ソーシャルワーク」という。）
- 第4期中期目標期間（平成30年度から令和3年度まで）  
大規模災害の被災者、認知機能が十分でない高齢者・障がい者等（特定援助対象者）及び特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待をいう。）の被害者に対する法的援助業務並びに被疑者国選弁護の対象事件再拡大への対応  
新型コロナウィルス感染症の感染拡大に対応した電話等による法律相談援助の実施  
在留外国人に対する法的支援体制の整備

このように、支援センターは、社会の大きな変化や国民等の直面する問題の多様化とともに、求められる役割がますます大きくなっている。特に、高齢者・障がい者、ひとり親、在留外国人など、司法に手が届きにくい人のニーズに応える必要があるほか、若年層を中心とした法的支援の必要性に気付いていない人へのアプローチも必要である。また、裁判関連手続のデジタル化への取組が進められていることを踏まえ、デジタル技術の活用による社会のデジタル化の動きに対応して必要な法的支援を提供するとともに、自然災害等の発生時においても、法的支援を継続的に提供し得る業務体制を構築する必要がある。

そこで、支援センターは、上記のような司法アクセスへのニーズの増大・多様化を踏まえ、より適切な業務運営を通じて、国民等のニーズに十分に応えることができるよう、総合法律支援法第41条の規定により、第5期中期計画（令和4年度から令和7年度まで）を以下のとおり定める。

## I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 業務運営の基本的姿勢

- (1) 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者・障がい者等に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。
- (2) 支援センター設立から15年以上にわたり実施してきた法的支援の取組を振り返るとともに、利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各年度に1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。
- (3) 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

### 2 組織の基盤整備等

#### (1) 支援センターの職員

- ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上

(ア) 職員の配置については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえ、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。

- (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、支援センターの多様な取組に適切に対応するため、集合研修及びオンライン研修等の、それぞれの長所をいかしつつ、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、職員の能力向上を図る。
- (ウ) 職員一人一人がその能力を最大限発揮し、質の高いサービスを提供できるよう、働きやすい職場の実現に努めるべく、近時の働き方改革の動向を見ながら必要な人事上の取組を検討・実施する。

#### イ 常勤弁護士の採用及び配置

- (ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にするほか、採用数確保に向けた具体的方策を検討・実施する。
- (イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、日本弁護士連合会と継続的な協議を開くなどして連携しつつ、地元弁護士会との協議や司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどし、常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を促進する。
- (ウ) また、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価しつつ、配置人數の適正化を図るなど、常勤弁護士が担う業務の効率的な実施体制を構築する。
- (エ) 上記の取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとして、出張相談や特定援助対象者法律相談援助等の一般の弁護士が受任し

難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担う必要があること、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など支援センターが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されていることなどに留意する。

#### ウ 常勤弁護士の資質の向上

民事事件、刑事事件、その他司法ソーシャルワークを含む司法アクセス障害の解消という役割を果たすのに資する研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。研修等の実施に当たっては、その目的に応じて集合研修及びオンライン研修を使い分けるなど円滑な実施方法を検討する。

#### (2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

多様な司法アクセスニーズに応える必要があることを踏まえ、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を求めるこにより、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

#### (3) 事務所の存置等

事務所については、総合法律支援法の理念を踏まえ、その存置・移設・設置の必要性について不斷に検討し、必要な見直しを進める。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、支援センターが全国で賃貸する事務所等におけるバリアフリー化を一層推進するほか、高齢者・障がい者等に配慮した職員の対応や情報提供等の環境整備を進める等、合理的配慮を的確に行うための取組を推進する。なお、出張所、扶助・国選対応地域事務所、司法過疎地域事務所については、以下の点に留意する。

#### ア 出張所

地方事務所と地理的に近接する出張所については、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量に加え、自然災害等の発生に伴う緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられるよう、業務継続体制の観点も踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織の在り方の見直しを進める。

また、法テラス震災特例法が令和3年3月31日を限りに効力を失った後も設置を継続することとした東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、被災地における需要や出張所の業務量、維持コスト等を踏まえつつ、必要な見直しを進める。

#### イ 扶助・国選対応地域事務所

当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。

#### ウ 司法過疎地域事務所

司法過疎地域事務所については、その制度趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、登録弁護士数、一般契約弁護士数、実働弁護士一人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、日本弁護士連合会又は地元弁護士会等と協議を行うなどして事務所の設置、存続及び統廃合を検討する。

なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。

### 3 司法アクセス拡充のための体制整備

本部及び各地方事務所において、地域の実情に応じ、司法アクセスに関する地域のニーズ、利用し得る支援センター内外の資源を的確に把握した上で、関係機関連絡協議会や地方協議会の開催、業務説明を含む法制度情報等の提供、広報等の手段による関係機関との連携強化に加え、指定相談場所の指定、巡回・出張相談の活用、司法ソーシャルワークの実施などを推進し、司法アクセス拡充のための体制整備を行う。

なお、その際には電話・オンラインも活用し、効率的な司法アクセス拡充を推進する。

## II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置

### 1 情報提供業務

#### (1) 適切な情報提供の実施

ア 民事裁判手続等のIT化等を含む社会のデジタル化・オンライン化の流

- れや利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図る。
- イ 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。
- ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司法書士会、福祉機関等の関係機関との直接的な連携や、各地域に根差した柔軟な対応が可能であるという特性をいかし、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施する。

## （2）法教育事業及びその関連事業

法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担や社会のデジタル化・オンライン化の流れを踏まえつつ、具体的な内容及び目標を定めた計画を策定した上で、同計画に基づいて、一般市民向け法教育事業及びその関連事業を実施する。

## 2 民事法律扶助業務

### （1）高齢者・障がい者等に対する支援の充実

福祉機関等との連携について多角的に検討し、一般法律相談援助による出張相談や特定援助対象者法律相談援助を適切に実施するとともに、司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、高齢者・障がい者等に対する適切な援助を行う。

### （2）利用者の利便性の向上

民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、地域の実情に鑑み、指定相談場所相談の増加に向けた取組や専門相談の充実を図るほか、デジタル技術を活用した相談体制への取組など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。

### （3）利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等について、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

## 3 国選弁護等関連業務

- (1) 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任が行われる態勢の確保を図るため、被疑者国選弁護事件数の推移を見据え、指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各年度に1回以上、定期的な協議を行う。
- (2) 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行うよう努める。
- (3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更や裁判員裁判に関する研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。

#### 4 司法過疎対策業務

司法過疎地域事務所については、地域の法的ニーズに的確に応えるため、必要な事務所を設置・維持し、適正な数の常勤弁護士を配置する。

また、現時点で司法過疎地域事務所を設置していない地域においては、関係機関・団体が行う司法過疎対策との連携、対象者の心身の状況及びその置かれた社会的状況等に応じた出張相談・巡回相談の実施、デジタル技術を活用した情報提供や法律相談の可能性の検討を進めるなど、効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討し、その実施を図る。

#### 5 犯罪被害者支援業務

- (1) 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じて業務の改善や職員の能力向上を図る。
- (2) 犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介及びDV等被害者法律相談援助を適切に実施するとともに、これらの支援体制を整備するため、弁護士会と連携して登録・契約弁護士数の確保に向けた協議会等の実施や関係機関との連携強化を図り、女性弁護士への相談希望等相談内容やニーズに応じたサービス提供に努める。
- (3) 国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われるための態勢の整備に努めるとともに、公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給につい

ては、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から2週間以内で支給するよう努める。

#### 6 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実

これまでサービスの充実を図ってきた高齢者・障がい者、生活困窮者等に加えて、被災者や在留外国人等の司法サービスへのアクセスが困難な、より多様な方々に対しても更に充実したサービスが提供できるよう体制を整備し、これらの人々のニーズに即しながらサービスの充実を図っていく。

### III 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

#### 1 一般管理費及び事業費の効率化

- (1) 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。
- (2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、毎年度、一般管理費（人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。そのため、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。

#### 2 事業の効率化

##### (1) 組織運営の効率化

総合法律支援を取り巻く状況や社会情勢の変化等に応じて効率的に組織を運営するため、組織運営における本部・地方事務所間での役割分担や情報共有の実施方法等を柔軟に見直す。

##### (2) 業務の効率化

デジタル技術の活用等により、本部・地方事務所間での業務分担の見直しや各業務における事務処理手順の見直し等を進め、業務の効率化を図る。なお、情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務については、以下の点に留意する。

#### ア 情報提供業務

コールセンターにおける情報提供について、応答率90パーセント以上かつ占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）おおむね80パーセントを維持しつつ、利用者のニーズに応じたサービスを提供するための効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。

#### イ 民事法律扶助業務

審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。

#### ウ 国選弁護等関連業務

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、算定業務の本部集約を進める中、本部と地方事務所の役割を明確にし、地方事務所で処理することが合理的な事務は地方事務所で処理するなど適切な業務分担を行い、事務手続の合理化を図る。

### IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

#### 1 自己収入の獲得

##### (1) 寄附金収入

寄附に関する広報や受入方法を工夫するなどして一般人からの寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金収入の獲得に努める。

##### (2) 有償受任等による自己収入

司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。

##### (3) 財政的支援の獲得

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。

#### 2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

(1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施するとともに、初期段階での償還率向上を図るため事務フローの見直しを行い、償還金の回収に努め、償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間を通じて90パーセント以上を目指すとともに、償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、

前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不斷に必要な見直しを行う。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等の影響により償還困難になった被援助者に対しては、償還猶予の弾力的運用を行う。

- (2) 償還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、免除要件の該当性について適正に判断する。
- (3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績等報告書で明らかにする。

### 3 予算、収支計画及び資金計画 別紙のとおり。

## V 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は35億円とする。

この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

## VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

## VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。

## VIII 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、広報活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

## IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備並びに人事に関する計画

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

## 2 デジタル化への対応

政府の「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて、効率的な業務運営に資するデジタル化を進めるほか、デジタル技術を利活用できる人材の育成を行う。

## 3 業務継続体制の整備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、従来想定されていなかった自然災害等の発生により長期間業務継続が困難となる場合に備えて、防災・業務継続計画の見直しを検討するとともに、本部・地方事務所間又は地方事務所間における応援体制の構築や勤務拠点以外の場所において業務を行う環境の整備等を進め、緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられる体制を整える。

## 4 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

## 5 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度において、総合法律支援法第45条による整理を行ってなお積立金の残余があるときは、法務大臣の承認を受けた金額について、やむを得ない事情により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。

## 6 その他中期目標を達成するために必要な事項

### (1) 内部統制の確実な実施

#### ア ガバナンスの強化

(ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させるため、本部においては、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービ

スを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。

また、支援センター設立から 15 年以上が経過したことを踏まえ、これまでの法的支援の意義・効果について総括的分析・評価を行い、必要に応じた業務改善の検討を積極的に進める。

- (1) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。
- (2) 支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。

#### イ 監査の充実及びコンプライアンス強化

- (1) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。
- (2) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。

#### (2) 業務内容の周知を図る取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容等を認知できるよう、本部において策定した広報活動方針及びこれを踏まえて各地方事務所において策定した広報計画に基づき、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用した効率的で効果的な広報活動を行う。

なお、広報活動に要した費用及びその効果や、全体又は性別・年代別等の認知度の調査結果について事後に分析・検証し、その結果を広報活動方針等に反映させる。

#### (3) 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務、国選弁護・国選付添関連業務、被害者国選弁護関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や扱い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

## 中期計画予算

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
<b>収入</b>						
運営費交付金	4,847	35,712	1,626	4,049	16,128	62,362
受託収入	—	—	—	—	—	0
補助金等収入	—	—	—	—	184	184
事業収入	—	46,628	1	888	—	47,517
事業外収入	—	—	—	—	220	220
<b>計</b>	<b>4,847</b>	<b>82,340</b>	<b>1,628</b>	<b>4,937</b>	<b>16,531</b>	<b>110,283</b>
<b>支出</b>						
事業経費	895	72,004	65	68	4,018	77,051
一般管理費	—	—	—	—	7,795	7,795
人件費	3,952	10,336	1,562	4,869	4,718	25,437
<b>計</b>	<b>4,847</b>	<b>82,340</b>	<b>1,628</b>	<b>4,937</b>	<b>16,531</b>	<b>110,283</b>

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

### 【運営費交付金算定ルール】

令和4年度から同7年度は積上げ方式とする。

$$\text{運営費交付金} = \text{人件費} + \{(\text{その他一般管理費} + \beta) \times \alpha_1 + \text{事業経費} \times \alpha_2\} \times \text{消費者物価指数} - \text{自己収入}$$

人件費=役職員給与(非常勤職員を含む。)×γ + 退職手当 + 職員厚生経費

その他一般管理費=施設経費 + 執務体制整備等経費 + 制度周知徹底経費

事業経費=情報提供事業経費×σ1 + 民事法律扶助事業経費×σ2 + 司法過疎対策事業経費×σ3 + 特殊要因

自己収入=各事業年度の自己収入の見積額×θ

### 【注記】

1 その他一般管理費には、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費は含まれない。

2 事件数等の将来において変動し得る要素については反映していない。

3 令和4年度以降の一般管理費及び事業経費についての効率化係数、並びに運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の係数値を決定。

α1:一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)を、毎年度、事務所借上料については前年度比1パーセント程度(推定)、それ以外については前年度比3パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、当該事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α2:事業費(立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く)を、毎年度、前年度比1パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β:政策係数の要因(事業経費の増等)に伴う一般管理費の増分。

γ:人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

σ1, σ2, σ3:政策係数(各事業経費ごとに設定)。前年度比の各事業経費(国選弁護人確保事業経費及び被害者参加旅費等支給事業経費を除く。)の増分割合を想定。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

消費者物価指数:各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

特殊要因:特殊要因に基づいて増加する経費。

θ:自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な必要経費を決定。

### 【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

・効率化係数(α1):中期目標期間中は、0.97(事務所借上料については0.99)と仮定した。

・効率化係数(α2):中期目標期間中は、0.99と仮定した。

・消費者物価指数:中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・人件費調整係数(γ):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・政策係数(σ1):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・政策係数(σ2):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・政策係数(σ3):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

・自己収入係数(θ):中期目標期間中は、1.00と仮定した。

## 中期計画予算

※国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
<b>収入</b>					
運営費交付金	—	—	—	—	—
受託収入	55,646	619	4,274	6,628	67,167
補助金等収入	—	—	—	—	—
事業収入	—	—	—	—	—
事業外収入	—	—	—	—	—
計	55,646	619	4,274	6,628	67,167
<b>支出</b>					
事業経費	50,805	570	71	1,373	52,819
一般管理費	—	—	—	3,094	3,094
人件費	4,842	49	4,203	2,161	11,254
計	55,646	619	4,274	6,628	67,167

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 収支計画

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
費用の部	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
経常費用	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
事業経費	895	72,004	65	68	4,018	77,051
一般管理費	—	—	—	—	7,795	7,795
人件費	3,952	10,336	1,562	4,869	4,718	25,437
減価償却費	—	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—
収益の部	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
運営費交付金	4,847	35,712	1,626	4,049	16,128	62,362
受託収入	—	—	—	—	—	0
補助金等収入	—	—	—	—	184	184
事業収入	—	46,628	1	888	—	47,517
事業外収入	—	—	—	—	220	220
純利益	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	—	—	—	—	—	—
総利益	0	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 收支計画

※国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
費用の部	55,646	619	4,274	6,628	67,167
経常費用	55,646	619	4,274	6,628	67,167
事業経費	50,805	570	71	1,373	52,819
一般管理費	—	—	—	3,094	3,094
人件費	4,842	49	4,203	2,161	11,254
減価償却費	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—
収益の部	55,646	619	4,274	6,628	67,167
運営費交付金	—	—	—	—	—
受託収入	55,646	619	4,274	6,628	67,167
補助金等収入	—	—	—	—	—
事業収入	—	—	—	—	—
事業外収入	—	—	—	—	—
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	—	—	—	—	—
総利益	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 資金計画

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
資金支出	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
経常費用	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
業務活動による支出	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0	0
資金収入	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
業務活動による収入	4,847	82,340	1,628	4,937	16,531	110,283
運営費交付金による収入	4,847	35,712	1,626	4,049	16,128	62,362
受託収入	—	—	—	—	—	0
その他の収入	—	46,628	1	888	404	47,921
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 資金計画

※国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
資金支出	55,646	619	4,274	6,628	67,167
経常費用	55,646	619	4,274	6,628	67,167
業務活動による支出	55,646	619	4,274	6,628	67,167
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	55,646	619	4,274	6,628	67,167
業務活動による収入	55,646	619	4,274	6,628	67,167
運営費交付金による収入	—	—	—	—	—
受託収入	55,646	619	4,274	6,628	67,167
その他の収入	—	—	—	—	—
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0